

特定複合観光施設区域整備法に係る 政令事項について

1. 特定複合観光施設区域整備法に係る政令について

特定複合観光施設区域整備法に係る主な政令事項（見込み）

● IR整備法に係る一般的な細則に関する政令（平成30年度末を目途に公布）

⇒①IRを構成する中核施設※の要件、

②専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限、

③IR区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設、

④マネー・ローンダリング対策（本人確認の対象となる特定取引の範囲・CTRの範囲）、

⑤カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪、

⑥カジノ施設の入場規制（日本人等への入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止）、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外

⑦その他、技術的な事項 等

※国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設

● カジノ管理委員会事務局の組織に関する政令（法律の公布の日から1年6月を超えない範囲）

● 区域整備計画の申請期間に関する政令（法律の公布の日から2年を超えない範囲）

● カジノ施設やカジノ関連機器等の検査等に係る手数料等に関する政令（法律の公布の日から3年を超えない範囲）

※IR整備法は平成30年7月27日公布。

【参照条文等】

○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）（抄）

（所掌事務等）

第十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

三 （略）

2 （略）

（特定複合観光施設区域整備推進会議）

第二十一条 （略）

2 （略）

3 推進会議は、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べるものとする。

4・5 （略）

○IR整備法案に対する附帯決議（平成30年7月19日参議院内閣委員会）（抄）

三十 政府は、本法に基づく政省令等を定めるに当たっては、国会における議論を踏まえて検討を行うとともに、国会及び国民に対し十分な説明を尽くすこと。 等

2. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な要件に関する考え方について

(1) これまでの議論

特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）（平成30年法律第80号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と第一号から第五号までに掲げる施設から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される第六号に掲げる施設を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいう。

- 一 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であって、政令で定める基準に適合するもの
- 二 国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であって、政令で定める基準に適合するもの
- 三 我が国の伝統、文化、芸術等を活かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、政令で定めるもの
- 四 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、政令で定める基準に適合するもの
- 五 利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であって、政令で定める基準に適合するもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

国会審議における政府答弁

【IRの意義及びその中での中核施設の位置付け】

○「国際観光政策としてIRを位置付ける意義とはどのようなものか」という趣旨の質問に対して、

・「国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設と収益面での原動力となるカジノ施設とが一体的に運営される日本型IRは、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力となると考えております。

具体的には、これまでにないスケールとクオリティーを有する総合的なリゾート施設として世界中から観光客を集め、日本各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食などの魅力を紹介し、IR区域への来訪客を全国各地に送り出すことにより、IRが世界と日本の各地とをつなぐ交流のハブとなっていくことが期待されます。このように、日本型IRは、これまでの他国のIRにはない独自性と国際競争力を有し、幅広く世界中の観光客を引き付けるものと考えております。

今後、我が国の魅力ある多種多様な観光資源を強みとした魅力ある日本型IRを実現するために、依存防止対策などの課題に万全の対策を講じながら、世界中から観光客を集める滞在型観光を推進してまいります。」（平成30年7月6日参・本会議 安倍内閣総理大臣答弁）

2. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な要件に関する考え方について

(1) これまでの議論 (続)

国会審議における政府答弁 (続)

- 「**国際競争力の高い魅力ある滞在型観光とはどのようなものなのか**」という趣旨の質問に対して、
- ・「日本型IRは、国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設と収益面での原動力となるカジノ施設とが一体的に運営され、これまでにないような国際的な会議ビジネス等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、また、世界に向けて日本の魅力を発信する、まさに総合的なリゾート施設であり、観光や地域振興、雇用創出といった大きな効果が見込まれるものとされ、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力となると考えております。」(平成30年7月6日参・本会議 安倍内閣総理大臣答弁)
- 「**IRの立地地域とそれ以外の地域で格差が生じるのではないかと。IRが失敗すれば地域が衰退するのではないかと**」という趣旨の質問に対して、
- ・「日本型IRは、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力となると考えております。具体的には、これまでにないスケールとクオリティーを有する総合的なリゾート施設として世界中から観光客を集め、日本各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食などの魅力を紹介し、来訪客を全国各地に送り出すことにより、IRが世界と日本各地とをつなぐ交流のハブとなると考えております。 本法案においては、国際競争力の高い魅力あるIR施設でなければ区域整備計画の認定を行わないこととしており、この日本型IRの実現により、地域の活性化、さらには日本全体の健全な経済成長につながる滞在型観光を推進してまいります。」(平成30年7月6日参・本会議 安倍内閣総理大臣答弁)
- 「**国際競争力を有する施設を整備するため、エンジンであるカジノを奨励することになるのではないかと**」という趣旨の質問に対して、
- ・「IRで実現されるこういうノンゲーミング部分の付加価値、これは、まさしく究極のIR制度の目的であります、日本を観光先進国にしていく原動力にするということございまして、そのためにIR制度が設計されているというふうに理解してございます。」(平成30年5月30日衆・内閣委員会 政府参考人答弁)
- 「**地方がIRを誘致するインセンティブはどのようなものか**」という趣旨の質問に対して、
- ・「IR制度の設計につきましては、IR推進法の御議論のとき以来、全国的な観点から見ても、日本が国際競争力の高い、そして魅力ある観光政策を推進できる、そういうものにしていくという意識が明確になっているものかというふうに思います。そういう意味で、IRの基本理念といたしましては、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現して、地域経済の振興に寄与するというものになっているのだというふうに考えております。」(平成30年5月30日衆・内閣委員会 政府参考人答弁)

2. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な要件に関する考え方について (1) これまでの議論 (続)

国会審議における政府答弁 (続)

【中核施設の基準】

- 「**IRの中核施設の基準はどのようなものか。地方にも門戸を開くべきではないか**」という趣旨の質問に対して、
- ・「IRの中核的な施設の要件、基準については、IRが立地される地域の特性がさまざまであることも十分に踏まえつつ、我が国を代表することとなる規模等とすること、我が国の魅力をわかりやすく発信することなどを政令等において規定することとしております。なお、IRの区域整備計画は、全ての都道府県又は政令指定都市が申請を行えるものとしております。」(平成30年5月22日衆・本会議 安倍内閣総理大臣答弁)
- 「**IR施設に求められる規模等の基準はどのようなものか**」という趣旨の質問に対して、
- ・「必置施設の基準につきましては、必置施設のそれぞれについて、IRが立地される地域の特性が様々であることも十分に踏まえつつ、我が国を代表することとなる規模とすること等を政令等で規定することとしており、さらに、国際競争力の高い魅力あるIRでなければ区域整備計画の認定を行わないこととしております。」(平成30年7月6日参・本会議 石井国務大臣答弁)
- 「**地方都市にIRを整備することは難しいのではないか**」という趣旨の質問に対して、
- ・「必置施設の大きさとかを含めた基準につきましては、(中略) IRが立地される地域の特性などが様々であることを十分に踏まえつつ、我が国を代表することとなる規模とすることなどを政令などで規定をしていくということを考えておりますし、また、IRを認定するに当たりましては、国際競争力の高い魅力あるIRでなければ区域整備計画の認定を行わないという基準もお示ししているところでございます。この区域整備計画は、全ての都道府県又は政令指定都市が申請を行えるということになっておりますので、各地域において、それぞれの特色を生かした創意工夫ある区域整備計画が作成されるということを期待している次第でございます。(中略) 日本は津々浦々まで観光資源、その歴史、文化にあふれるものがあふれているわけでございますので、そういう地域の特性に応じた様々な創意工夫をしていただけるものというふうに期待しているところでございます。」(平成30年7月10日参・内閣委員会 政府参考人答弁)

2. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な要件に関する考え方について (1) これまでの議論 (続)

国会審議における政府答弁 (続)

【中核施設の公益性】

○「**IRにおけるカジノがなぜ合法なのか**」という趣旨の質問に対して、

・「IR推進法の附帯決議では、IR区域の整備の推進のために必要な措置を講ずるに当たり、目的の公益性等八つの観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう、十分な検討を行うこととされております。政府におけるIR整備法案の立案過程においては、附帯決議で示された八つの観点を踏まえた検討がなされ、特に、目的の公益性や収益の扱いについては、カジノ収益の活用によるIR区域整備を通じた観光及び地域経済の振興や、カジノ収益の国庫等納付、社会還元を通じた公益の実現、カジノ収益の不当な外部流出の防止、運営主体等の性格については、カジノ事業免許等に基づく事業者などの厳格な管理監督や、認定都道府県等と事業者が共同したIR区域整備の推進による公益の追求など、その趣旨に沿った制度設計がなされております。」(平成30年7月6日参・本会議 安倍内閣総理大臣答弁)

○「**なぜ『目的の公益性』が満たされていると言えるのか**」という趣旨の質問に対して、

・「IR整備法案では、目的の公益性の観点に関しまして、カジノ収益の内部還元によるIR区域整備を通じた観光及び地域経済の振興等、カジノ収益の国庫等納付、社会還元を通じた公益の実現を具体化した諸制度を整備をしております。

具体的には、カジノ収益の内部還元によるIR区域整備を通じた観光及び地域経済の振興等につきましては、カジノ事業収益が活用され、一つのIR事業者によりIR事業が一体的、継続的に行われることを区域整備計画の認定基準とすること、IR事業者に対し、カジノ事業収益をIR事業内容の向上等に充当するよう努めることを義務付けるとともに、国土交通大臣がカジノ事業の収益の再投資状況を含めた区域整備計画の実施状況について毎年度評価を行うことを規定をしております。」(平成30年7月12日参・内閣委員会 石井国務大臣答弁)

IR整備法案に対する附帯決議 (平成30年7月19日参議院内閣委員会) (抄)

二 政府は、特定複合観光施設区域に設置される中核施設の基準に関する政令を定めるに当たっては、各施設が設置運営事業等の公益性を確実に担保するものとなるよう留意すること。また、送客施設については、単なる観光案内所ではなく、全国各地の観光及び地域経済の振興に寄与するものとなるよう、適切な基準を設けること。

2. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な要件に関する考え方について (2) 具体的な要件に関する「基本的な視点」

IR整備法及びその国会審議の議論等を踏まえ、我が国を代表することとなる規模等の中核施設の要件を検討するに当たっては、以下の3点を「基本的な視点」として具体的な基準を検討すべきではないか。

基本的な視点1：我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容

IR整備の目的が「国際競争力の高い滞在型観光を実現する」とされていることに鑑み、IRが我が国を「観光先進国」へと引き上げることに資する内容の施設とすべき。

具体的には、「日本型IR」の中核施設として、これまで我が国において行われてきたものに加え、これまでにないような国際的なMICEビジネス等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、また、世界に向けて日本の魅力を発信し、世界中から観光客を集める、我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容の施設とすべき。

基本的な視点2：これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模

カジノ事業免許の申請に当たっては、少なくとも政令で定める中核施設の要件を満たすIR施設を含む区域整備計画の認定が前提となっている。

このカジノ事業免許については、刑法で禁止されている賭博行為（カジノ行為）を民間事業者に対して特権的例外として認めるものであることから、その前提となる政令で定める中核施設の要件について、ナショナル・プロジェクトとしてふさわしいIR事業の「公益性」を確保する外形的な基準とすべき。

具体的には、カジノ収益を活用して整備を行うべき施設の外形的な基準として、これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模の施設とすべき。

基本的な視点3：民間の活力と地域の創意工夫

上記2点を前提とした上で、IR事業の効果を最大化するため、中核施設を構成する各施設や立地地域の特性が様々であることを踏まえ、民間の活力と地域の創意工夫を生かせるものとすべき。

3. 国際会議場施設及び展示等施設の基準について

(1) 国際会議及び展示会等の特徴の分析

	国際会議の特徴	展示会※の特徴
開催規模	<ul style="list-style-type: none"> ○国際会議場施設で開催される国際会議は、参加人数に着目して、以下の3類型に分類できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・数多く開催される「<u>一般的な規模の国際会議</u>」(カテゴリ-1) ・一定数開催される「<u>大規模な国際会議</u>」(カテゴリ-2) ・開催数が限定的である「<u>極めて大規模な国際会議</u>」(カテゴリ-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○展示会は、展示等面積に着目して、以下の3類型に分類できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・数多く開催される「<u>一般的な規模の展示会</u>」(カテゴリ-1) (B to Bの一般的な見本市等) ・一定数開催される「<u>大規模な展示会</u>」(カテゴリ-2) (B to Bの大規模な見本市等) ・開催数が限定的である「<u>極めて大規模な展示会</u>」(カテゴリ-3) (B to C/C to Cのショー等)
各々の市場特性	<ul style="list-style-type: none"> ○学会・団体・企業等が世界中の各都市で持ち回りで定期開催する国際会議を、<u>各国が誘致する構図</u>。 <p>例) 2015年にマリーナ・ベイ・サンズで開催された「Sibos」(毎年開催される国際金融系会議)は、その後、ジュネーブ(2016年)、トロント(2017年)、シドニー(2018年)で開催され、2019年はロンドンで開催される予定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○展示会は、当該展示会が開催される背後圏に影響を受けるため、<u>世界中で持ち回りで開催されるものではなく、市場毎に需要を掘り起こして立ち上げ、同じ場所で定期的に行い、定着させるものである。</u> ○近年は、ニッチな新たなテーマによる展示会を創造し、世界中から出展者やバイヤーを集める試みが行われている。 <p>例) 2018年に幕張メッセで開催された「FOODEX JAPAN 2018」では83か国・地域から3,466社(うち海外社は2,153社)が出展し、来場登録者の13.7%が外国人であった。</p>
一般的な形式等	<ul style="list-style-type: none"> ○国際会議は、一般的な形式として、会議参加者の大多数が一堂に会するプレナリー(全体会議)とブレイクアップ(分科会等)等で構成される。 <p>例) 2017年の国際自動制御連盟総会(フランス・トゥールーズ)では、プレナリーの後、29の分科会に分かれて会議が行われた。2023年の同総会はパシフィコ横浜で開催予定であり、同様のプログラム形式で開催されることが想定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○開催日前後に誘客が見込めない準備・撤収日が数日必要になるため、誘客効果に波動がある。 ○特定の曜日に需要が集中するため、日程調整が開催の制約要因になる。 <p>例) 2018年に開催されるイベントの約69%が水曜日からの開催になっている(2017年12月15日現在)。</p>

3. 国際会議場施設及び展示等施設の基準について

(2) 「基本的な視点」との関係

1. 基本的な視点 1 との関係

(1) **前提条件**： カテゴリ 1 の国際会議及び展示会が開催可能なものが必要ではないか。

MICE施設として、これまでに我が国において行われてきたものの大半をカバーするためには、国際会議場施設及び展示等施設の双方において、少なくとも、

- ・ カテゴリ 1 の国際会議及び展示会が開催可能な規模を有する施設
- ・ 国際会議として「一般的な形式」であるプレナリー（大規模な会議室で行われる全体会議）及びその前後に開催されるブレイクアアップ（分科会等）等にも対応できるような総収容人数を有する施設

を整備することを求めるべきではないか。

(2) **これまでにないクオリティの創造**： これまで我が国ではできなかった新たなMICEビジネスを展開するためには、以下の①又は②を満たすことが必要ではないか。

① これまで我が国で対応できなかったカテゴリ 3 の国際会議又は展示会に対応するため、国際会議場施設又は展示等施設のいずれかが、これに対応可能な規模の施設とすることが重要ではないか。

このことにより、

- i) 国際会議場施設又は展示等施設としての知名度を上げ、国・都市の国際競争力が強化され、
- ii) カテゴリ 2 の複数の国際会議又は展示会が同時に開催可能となることから、会場の日程制約が減少し、これまででない国際競争力を備え、誘客施設として、繁閑の平準化が可能となり、

これまでにないクオリティを有するMICE施設として、我が国のMICE競争力の強化に資するのではないか。

② ①に準じる施設としてカテゴリ 2 の国際会議及び展示会を同時に開催できる規模の施設が考えられる。これらを整備することにより、

- i) カテゴリ 2 の国際会議及び展示会の双方を同時に開催可能な規模を有することにより、総合的なMICE施設としての知名度を上げ、国・都市の国際競争力が強化され、
- ii) カテゴリ 1 の複数の国際会議及び展示会が同時に開催可能となることから、会場の日程制約が減少し、これまででない国際競争力を備え、誘客施設として、繁閑の平準化が可能となり、

まさに総合的な面でこれまでにないクオリティを有するMICE施設として、我が国のMICE競争力の強化に資するのではないか。

3. 国際会議場施設及び展示等施設の基準について (2) 「基本的な視点」との関係 (続)

2. 基本的な視点2との関係 (これまでにないスケールの創造)

ナショナル・プロジェクトとして公益性を有する、これまでにないスケールのMICE施設をカジノ収益を活用して整備することを担保する観点 (これまで刑法が禁じてきた賭博の収益を活用してまで当該施設を整備する必要性という観点) からは、相当程度大規模なMICE施設を整備することが必要である。

この観点からは、上記1. (2) で示されたクオリティを満たす規模を有するMICE施設であれば、これまでにないスケールを備えた施設の整備が可能となり、MICEビジネスとしてこれまでにない国際競争力 (クオリティ) を備えることになると言えるのではないか。一方で、上記1. (1) で示したクオリティを満たす規模にとどまる場合には、これまで我が国において行われてきた国際会議及び展示会に対応する程度の規模となり、これまで刑法が禁じてきた賭博の収益を活用してまで当該施設を整備する必要性に繋がらないのではないか。

なお、それぞれの開催規模として、国際会議については「参加人数」で、展示会の開催規模については「展示等面積」に着目していることから、「公益性」を確保する施設要件としての「外形的な基準」として、それぞれ、「収容人数」、「有効展示総面積」に着目した基準としてはどうか。

3. 基本的な視点3との関係 (立地地域の特性に応じた創意工夫の可能性)

IRの施設構成や立地地域によって、国際会議と展示会のいずれが優位性を有するかは異なると考えられる。このため、上記1. 及び2. を前提とした上で、IR事業の効果を最大化するためにも、我が国を代表することとなる規模を有する施設として、以下の3類型を設け、そのうちいずれを選択するかは都道府県等や事業者の創意工夫に委ねることとしてはどうか。

- ① カテゴリー3の国際会議が開催可能な規模を有する国際会議場施設であって、カテゴリー1の展示会に対応できる展示等施設を併設するもの
- ② カテゴリー3の展示会が開催可能な規模を有する展示等施設であって、カテゴリー1の国際会議に対応できる国際会議場施設を併設するもの
- ③ カテゴリー2の国際会議及び展示会の双方が開催可能な規模を有し、バランスが取れている総合的なMICE施設

なお、いずれの類型を選択する場合であっても、国際会議として「一般的な形式」である大規模な会議室で行われるプレナリー (全体会議) 及びその前後に開催されるブレイクアップ (分科会等) 等にも対応できるような総収容人数を有することが必要。

3. 国際会議場施設及び展示等施設の基準について

(3) 今後の議論の方向性

P.7～P.9の考え方を踏まえ、以下のように具体的な基準を検討することとしてはどうか。

①「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設であって、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示等施設を併設するものとして、以下の全てを満たすもの

【国際会議場施設】

- ・国際会議場施設として、国際会議場施設で開催される国際会議のうち、我が国で開催される可能性があるものの全てに対応可能な規模を有する施設の整備を求めることとしてはどうか。
- ・誘致・開催に際しての日程調整等の容易化・誘客施設としてのMICE施設という観点から、少なくとも、複数の「大規模な国際会議」を同時に開催することが可能な規模を有する国際会議場施設の整備を求めることとしてはどうか。
- ・「一般的な形式」の国際会議に対応可能な施設として、最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群の整備を求めることとしてはどうか。

【展示等施設】

- ・これまで我が国において行われてきたものの大半をカバーするため、「一般的な規模の展示会」に対応可能な規模を有する施設の整備を求めることとしてはどうか。

②「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設であって、「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設を併設するものとして、以下の全てを満たすもの

【展示等施設】

- ・展示等施設として、「大規模な展示会」のみならず、「極めて大規模な展示会」にも対応可能な規模を有する施設を求めることとしてはどうか。
- ・誘致・開催に際しての日程調整等の容易化・誘客施設としてのMICE施設という観点から、少なくとも、複数の「大規模な展示会」を同時に開催することが可能な規模を有する展示等施設の整備を求めることとしてはどうか。

【国際会議場施設】

- ・これまで我が国において行われてきたものの大半をカバーするため、「一般的な規模の国際会議」に対応可能な規模を有する施設の整備を求めることとしてはどうか。
- ・「一般的な形式」の国際会議に対応可能な施設として、最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群の整備を求めることとしてはどうか。

3. 国際会議場施設及び展示等施設の基準について (3) 今後の議論の方向性 (続)

③「大規模」な「国際会議及び展示会」が開催可能な規模を有し、バランスが取れている総合的なMICE施設として、以下の全てを満たすもの

【国際会議場施設】

- ・国際会議場施設及び展示等施設の規模において大規模でバランスが取れている施設として、国際会議場施設については、「大規模な国際会議」にも対応可能な規模を有する施設の整備を求めることとしてはどうか。
- ・誘致・開催に際しての日程調整等の容易化・誘客施設としてのMICE施設という観点から、少なくとも、複数の「一般的な規模の国際会議」を同時に開催することが可能な規模を有する施設の整備を求めることとしてはどうか。
- ・「一般的な形式」の国際会議に対応可能な施設として、最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群の整備を求めることとしてはどうか。

【展示等施設】

- ・国際会議場施設及び展示等施設の規模において大規模でバランスが取れている施設として、展示等施設については、「大規模なイベント」にも対応可能な規模を有する施設の整備を求めることとしてはどうか。
- ・誘客施設としてのMICE施設という観点等から、少なくとも、複数の「一般的な規模の展示会」を同時に開催することが可能な規模を有する施設の整備を求めることとしてはどうか。その際、展示等施設については、展示会開催日以外に準備・撤収日があることから、絶え間なく、展示会が開催できるような規模を有する施設の整備を求めることとしてはどうか。

4. 魅力増進施設の基準について

(1) 「基本的な視点」との関係

・基本的な視点1との関係（世界中から観光客を惹きつける、これまでにないクオリティのコンテンツ及びその発信手法）

他国のIRにはない魅力と国際競争力を有するIRを整備させ、その効果を全国に波及させるためには、我が国の魅力ある多種多様な観光資源を活かし、世界中から観光客を集め、IR区域への来訪客を全国各地に送り出すことが必要。このため、日本各地に存在する豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食などの魅力的なコンテンツや、新たに創造されるコンテンツを、これまでにないクオリティで世界に向けて発信し、世界中の観光客から幅広い関心・理解等が得られるようにする必要がある。

幅広い関心・理解等を得るためには、我が国が有する多様な「コンテンツ」を磨き上げ、これらを効果的に「発信」する必要があることから、対象となる「コンテンツ」及び「発信手法」に着目した要件を求めることとすべきではないか。

また、IRの誘客施設として、世界中から観光客を集めるには、コンテンツが陳腐化しないよう、継続的に、コンテンツを磨き上げることや、その発信手法を工夫することを求めることが必要ではないか。

・基本的な視点2との関係（これまでにないスケールでの日本の魅力発信）

カジノ収益を活用して、ナショナル・プロジェクトとして魅力増進施設を整備する以上、これまでにないスケールで日本の魅力を発信することが必要である。しかしながら、取り扱うコンテンツの種類やその発信手法に応じて、施設に求められる要件は大きく異なることから、施設規模について一律の要件を求めることは困難ではないか。

このため、上述のとおり、コンテンツの内容及びその発信手法に着目し、これまでにないクオリティで世界に向けて魅力を発信することを求めることとし、その当然の帰結として、その内容及び活動において我が国を代表することとなる規模になることを担保することとしてはどうか。

・基本的な視点3との関係（コンテンツ及びその発信手法の特性に応じた創意工夫の可能性）

世界中から訪れる観光客から日本の魅力について幅広い関心・理解等が得られるようにするためには、コンテンツを磨き上げ、効果的に発信する必要がある。その場合の手法としては、

(1) 多様なコンテンツについて、その内容に応じた発信手法に絞った上で、魅力を幅広く伝える

(2) コンテンツを絞った上で、多様な発信手法を活用し、魅力をより深く伝える

ということが考えられる。

しかしながら、日本型IRにおいて発信されるコンテンツの内容はそれぞれのIRにより異なり、また、その発信の手法もコンテンツの内容に応じて変わり得ることから、IR事業の効果を最大化するためにも、具体的なコンテンツ内容及びその発信の手法については、地域や事業者の判断に委ねることとし、少なくとも上記(1)(2)のいずれかの手段によって魅力を伝えることを要件とすべきではないか。

4. 魅力増進施設の基準について

(2) 今後の議論の方向性

これまでの議論を踏まえ、魅力増進施設として、以下の機能を有する施設の整備を求めることとしてはどうか。

①多様なコンテンツについて、その内容に応じた発信手法に絞った上で、魅力を幅広く伝える

- ・我が国の多様で魅力的なコンテンツについて、世界中の観光客から幅広い理解を得るためには、演劇・演芸、スポーツ、料理等のうち特定のジャンルについて、全国各地に存在するコンテンツや、コンテンツの歴史的背景等を総合的かつ体系的にまとめ、分かりやすく発信することを求めることとしてはどうか。
- ・上記のコンテンツを発信する手法として、展示、鑑賞、体験、販売・消費等が考えられるが、コンテンツを総合的かつ体系的にまとめた上で分かりやすく発信するためには、コンテンツの内容に最も適した発信手法に絞って発信することが効果的であると考えられる。しかしながら、効果的な発信手法はコンテンツの内容に応じて異なることから、その具体的な発信手法は地域や事業者の判断に委ねることとしてはどうか。

②コンテンツを絞った上で、多様な発信手法を活用し、魅力をより深く伝える

- ・我が国の多様で魅力的なコンテンツについて、世界中の観光客から高い関心を示してもらうためには、よりテーマを絞った上で発信することが効果的であると考えられることから、演劇・演芸、スポーツ、料理等のジャンルの中で、歌舞伎や落語、相撲、和食等、更に特定のテーマに絞った上で、発信することを求めることとしてはどうか。
- ・世界中の観光客に我が国の魅力をより深く理解してもらい、日本への関心をより深めてもらうためには、特定の発信手法に頼るのではなく、あらゆる発信手法を活用することが効果的であると考えられる。このため、展示、鑑賞、体験、販売・消費等施設が有するあらゆる発信手法を活用することを求めることとしてはどうか。

③上記①②に共通して、魅力増進施設がその誘客効果を維持・向上させる仕組み

- ・①②のいずれを選択した場合においても、IRの誘客施設として誘客効果を常に維持・向上させる観点から、世界中から訪れる観光客が何度訪れても新たな魅力に気づき、更なる来訪が促せるよう、新たなコンテンツの創造や、発信方法の工夫による既存コンテンツの発展に、地域や事業者が取り組むようにすべきではないか。

5. 送客施設の基準について

(1) 送客機能の現状の分析

- 現状ではインバウンドは東京、大阪をはじめとしたゴールデンルートに集中しており（外国人延べ宿泊者数の約6割は三大都市圏に集中）、これを全国に波及させるためには、DMOが中心となって行う、広域周遊観光の促進等とともに、全国への送客機能としては、以下のような課題に取り組むことが必要。

課題①

外国人旅行者によく知られていない・伝わっていない
日本各地の魅力が多く存在

課題解決の方向性①

○ 外国人旅行者が求める主な情報

- ・ 観光情報（見所・文化体験等）
- ・ 目的地までの交通経路、公共交通の利用方法、宿泊施設情報、飲食店情報 など
（観光庁：「観光案内所受入実態調査結果」より）

○ 効果的な発信方法

- ・ 観光資源等の付加価値を高める手段として、VR・AR等の最新技術を活用することは大変有効と考えられる
（観光庁：「楽しい国 日本」の実現に向けて[提言]より）

- ・ 韓国の観光案内所「K-Style HUB」(ソウル市)では、ヴァーチャル・リアリティを利用して、韓国の主要観光地の臨場感あふれる映像を提供し、現地への周遊を促進。平昌オリンピックでは、スキージャンプのヴァーチャル・リアリティでの体験によりオリンピックの魅力を発信
（観光庁：「外国人観光案内所先進事例調査」より）



韓国観光公社
（出典）韓国観光公社英文ホームページ
観光案内センター(K-Style HUB)におけるVR体験

課題②

スムーズな旅行のためのチケットの手配などの
各種サービスをワンストップで提供できる観光案内所は少ない

課題解決の方向性②

○ 外国人旅行者が求める主なサービス

- ・ 乗車券・チケット等の手配
- ・ ツアー・旅行商品、宿泊施設の予約 など
（観光庁：「観光案内所受入実態調査結果」より）

○ 海外・国内の観光案内所の先進事例

- ・ 米国のAAA（アメリカ自動車協会）では、全米で会員向けに、自動車事故対応だけでなく、ICTを活用した観光情報・マップの提供や宿泊・ツアー等の手配、国内外の旅行コンサルタント機能を一元的に実施
（AAAホームページより）
- ・ 京都総合観光案内所(京都市)では、伝統文化鑑賞に関する情報とチケット販売をワンストップで提供
（観光庁：「外国人観光案内所先進事例調査」より）
- ・ 国内の観光案内所で日本全国を対象とした観光施設、交通、宿泊の予約・発券機能すべてを有するものはわずか



求められる送客施設の機能①

ショーケース機能

全国各地の観光情報などを、観光地の魅力を存分に引きだす
臨場感にあふれた手法で発信

求められる送客施設の機能②

コンシェルジュ機能

目的地までの旅行計画の提案や交通・宿泊等の手配などの
サービスをワンストップで提供

5. 送客施設の基準について (2) 「基本的な視点」との関係

・基本的な視点1との関係（これまでになくクオリティの創造）

送客施設は、世界中からIRを訪れる旅行者に対して、日本各地の豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統・食などの各地域の観光の魅力についてヴァーチャル・リアリティなどの旅行者を惹きつける方法で発信する「ショーケース機能」とともに、国内旅行の提案やチケットの予約・決済などのサービスの手配をワンストップで担い各地へのスムーズな旅行を実現する「コンシェルジュ機能」を有することとすべきではないか。

<ショーケース機能>

日本各地の豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統・食などの魅力を、ヴァーチャル・リアリティなどの最先端技術を活用して、これまでになく臨場感やクオリティで紹介。



複数の
外国語で
対応

<コンシェルジュ機能>

周辺地域と連携したIRを拠点とする広域観光旅行や、旅行者の要望に沿った日本各地への旅行を安全・快適に行えるようワンストップで手配。



・基本的な視点2との関係（これまでになくスケールの創造）

送客施設に求められる規模についても、IRを訪れる多数の旅行者に対応し、送客施設の機能を効果的に発揮させるためには、利用者のニーズに応えることができる十分な規模が必要ではないか。なお、それぞれのIR施設の特長や利用者のニーズが様々であることを踏まえ、規模について一律に数値基準を定めることにはなじまないのではないか。

・基本的な視点3との関係（創意工夫の可能性）

送客施設は、立地地域の特性やIRへの訪問者の多様なニーズに対応して、事業者が自治体やDMOなどの地域の関係機関と連携しながら、様々な技術やアイデアを取り入れつつ創意工夫を活かして取り組むことが適切であるため、その具体的な手法については事業者に委ねるべきではないか。

5. 送客施設の基準について

(3) 今後の議論の方向性

これまでの議論や我が国における外国人観光案内所の実態等を踏まえ、以下の考え方に基づき具体的な基準を検討することとしてはどうか。

(基本的な視点 1 及び 3 に関連する事項)

① ショーケース機能

⇒ 世界中からIRを訪れる旅行者に対して、日本各地の観光の魅力を効果的にかつ分かりやすく発信することで、日本各地を訪れるきっかけとなる必要がある。

近年、ヴァーチャル・リアリティなどの最先端技術によって、観光の魅力をより高い臨場感がある形で発信することが可能となっていることから、このような方法も活用した効果的な情報発信を求めることとしてはどうか。

また、ICT技術によって、目的地までのルートや交通手段、目的地における観光スポット、交通機関、ホテル等の旅行者に必要な情報をオンデマンドでより分かりやすく発信することが可能となっていることから、このような方法も活用した適切な情報発信を求めることとしてはどうか。

ただし、具体的な方法は、地域におけるコンテンツの内容や、新たな技術の進歩などによることから、一つのものに限定するのではなく、あくまで例示に止めた上で、事業者の創意工夫に委ねることとしてはどうか。

② コンシェルジュ機能

⇒ 世界中からIRを訪れる旅行者に対して、その希望に応じて旅行に必要なサービスがワンストップに提供されることで、旅行者がスムーズに日本各地への旅行ができる必要がある。

IRには、世界中から多様なバックグラウンドを持つ旅行者が訪問することが想定されることから、旅行者の関心に応じてオーダーメイドで旅行計画を提案する機能を求めることとしてはどうか。

また、既存の観光案内所では観光情報の提供に止まり、実際に旅行に行くには旅行者が別途チケットの購入などを行う必要があることが多いが、送客施設では、旅行者のニーズに応じて、その場で目的地までのチケット、目的地での観光施設、交通機関、ホテル等の予約、決済など必要なサービスの手配をシームレスで行う機能を求めてはどうか。

5. 送客施設の基準について

(3) 今後の議論の方向性 (続)

③ 多言語対応機能

⇒ I Rは、世界中の国からの来訪が見込まれることから、①、②の機能は日本語だけでなく、英語をはじめ、複数の外国語で提供することを求めています。

(基本的な視点2に関連する事項)

④ 送客施設の規模

⇒ I Rには多数の来訪者が見込まれることから、送客施設についても、そのニーズに対応できる十分な規模を確保することが必要。

一律に数値基準を定めることにはなじまないものの、上記①から③の機能を適切に発揮するため、情報提供・接客や待合のためのスペースを適切に確保することとしてはどうか。

6. 宿泊施設の基準について

(1) 諸外国の宿泊施設等の現状分析

○諸外国の宿泊施設等の平均値

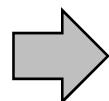
		世界的なブランド の宿泊施設※1	諸外国のIRの宿 泊施設※1※2	日本を代表する 宿泊施設※3	日本の大規模な 宿泊施設
最小 客室 面積 (㎡)	スイートルームの 最小客室面積の平均	67.0	65.6	58.7	64.1
	最小客室面積の平均	39.7	40.0	29.0	17.7
客 室 数	総客室数の平均	273	2,495	930	1,554
	スイートルーム数 の平均	35	617	47	28
	スイートルーム割合※4 の平均	14.8	19.2	5.3%	2.3%

※1:直近10年間(2009年以降)で整備されたものの平均。 ※2:IRの立地する国・地域ごとに平均を算出した上で、全体の平均を算出。

※3:「帝国ホテル東京」、「ホテルオークラ東京」、「ホテルニューオータニ東京」の3施設の平均

※4:上記の「スイートルーム数」を「総客室数」で除したのではなく、スイートルームの客室数が判明している宿泊施設の割合を平均したもの。

(出典) 各施設HPやヒアリング等を基に事務局において作成。



諸外国の宿泊施設や日本の既存の宿泊施設の現状を見ると、

- **最小客室面積の平均は、スイートルームで見ても、それ以外の客室で見ても、世界的なブランドの宿泊施設及び諸外国のIRの宿泊施設は同水準であり、日本の宿泊施設を大幅に上回る。**
- **総客室数の平均は、諸外国のIRの宿泊施設が他の宿泊施設と比較して相当程度大規模。**
- **総客室数に対するスイートルームの割合の平均は、諸外国のIRの宿泊施設が他の宿泊施設の割合と比較してかなり高い。**

6. 宿泊施設の基準について

(2) 「基本的な視点」との関係

・基本的な視点1との関係（これまでになくクオリティの創造）

宿泊施設もIRを構成する誘客施設の一部であることから、宿泊施設自体が宿泊需要を生み出すものであることが必要である。このため、世界中から訪れる者の個々の宿泊施設に求める要件にも対応し、これを通じて宿泊需要を創出するような一定水準以上の面積を有する客室が必要である。しかしながら、我が国の宿泊施設の一部屋当たりの客室面積は、諸外国の宿泊施設と比較して狭いのが現状である。

このため、世界中から外国人の来訪を促進する観点から、世界的なブランドの宿泊施設及び諸外国のIRの宿泊施設の一部屋当たりの客室面積を踏まえ、世界水準の面積を有する客室を整備することを求めるべきではないか。

また、国内外を問わず、富裕層の来訪を促進する観点から、世界的なブランドの宿泊施設及び諸外国のIRの宿泊施設のスートルームの客室面積等を踏まえ、世界水準で、富裕層の需要にも対応できる客室（スートルーム等）を、まとまった規模で整備することを求めるべきではないか。

・基本的な視点2との関係（これまでになくスケールの創造）

IRはこれまでになくスケールとクオリティを有する総合的なリゾート施設として、世界中から観光客を集める施設であるため、IRの宿泊施設はその来訪客の数に相応しい規模であることが必要である。また、カジノ収益を活用してナショナル・プロジェクトとして整備されるIRの一部として宿泊施設を整備する以上、相当程度大規模な宿泊施設を整備させる必要がある。

このため、宿泊施設全体としても相当程度大規模なものの整備を求めるべきではないか。

・基本的な視点3との関係（創意工夫の可能性）

一部屋当たりの客室面積や、宿泊施設全体の規模については、上記のとおり、諸外国のIRを含めた世界水準の宿泊施設の数値を踏まえ、一定規模以上のものの整備を求めるべきである。しかしながら、総客室数や、どの規模の客室面積をどの程度設けるかについては、民間事業者の事業モデルに影響されるものである。IR事業の効果を最大化するためにも、総客室数や具体的な客室の種別・構成については、事業者の経営判断に任せることとすべきではないか。

6. 宿泊施設の基準について

(3) 今後の議論の方向性

近年整備された世界的なブランドの宿泊施設及び諸外国のIRの宿泊施設等の実態を踏まえ、以下の考え方に基づき具体的な基準を検討することとしてはどうか。

(基本的な視点 1 及び 2 に関連する事項)

① 一部屋当たりの客室面積

⇒IRの宿泊施設は世界中からの訪問客のニーズに対応できる規模である必要があるため、諸外国のIRの宿泊施設を含め、近年整備された世界水準の宿泊施設の一部屋当たりの客室面積を踏まえ、一定水準以上の面積を有する客室を整備することを求めることとしてはどうか。

② 富裕層対応

⇒富裕層の来訪を促進するためには、まとまった規模で富裕層向けの客室（スイートルーム等）を確保することが必要である。富裕層向けの客室としては、コンドミニウムやヴィラと呼ばれるような数百㎡以上の客室も想定されるが、あくまで最低基準であるため、スイートルームに関する基準を設けることが適切ではないか。

具体的には、

- ・ スイートルームの一部屋当たりの客室面積については、日本を代表する宿泊施設でも、諸外国の宿泊施設と比して狭いことから、諸外国のIRの宿泊施設を含め、近年整備された世界水準の宿泊施設におけるスイートルームの一部屋当たりの客室面積を踏まえ、**スイートルームの一部屋当たりの客室面積の下限を設ける**こととしてはどうか。
- ・ 総客室数に対するスイートルームの割合についても、諸外国のIRの宿泊施設は他の宿泊施設よりも割合がかなり高いため、近年整備された諸外国のIRの宿泊施設における割合を踏まえ、**スイートルームの割合の下限を設ける**こととしてはどうか。また、その際の下限については、スイートルームを一定数確保するという目的に鑑み、**総客室数の一定割合とする**こととしてはどうか。

6. 宿泊施設の基準について

(3) 今後の議論の方向性 (続)

(基本的な視点 2 及び 3 に関連する事項)

③ 宿泊施設全体の規模

⇒IRには世界中から観光客が訪れるため、その訪問者の規模に相応しいものであることが必要である。また、カジノ収益を活用して整備・運営されるものであることから、相当程度大規模なものの整備を求めることが必要である。しかしながら、具体的にどのような客室を、何室程度整備するのかについては、IRに整備されるその他の誘客施設として、どのようなものが、どれくらいの規模で整備されるかに影響されるものであり、諸外国に整備されているIRの宿泊施設の総客室数も様々であることから、事業者の経営の自由に任せることが適切と考えられる。

具体的には、

- ・ 総客室数に下限を設けるのではなく、客室総面積に着目し、相当程度大規模なものの整備を求めることとしてはどうか。
- ・ その際、諸外国のIRの宿泊施設は、我が国の宿泊施設や世界的なブランドの宿泊施設に比して、宿泊施設全体の規模が大きいことから、諸外国のIRの宿泊施設の総客室数をベースにしつつ、一部屋当たりの客室面積、スイートルームの客室面積、スイートルームの割合等を考慮し、具体的な総客室面積の下限を設けることとしてはどうか。

7. 専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限について (1) これまでの議論

<これまでの議論>

特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）（平成30年法律第80号）（抄）

（免許の基準等）

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～六（略）

七 申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。

国会審議における政府答弁

- **IR施設全体の延べ床面積に対する割合で制限する趣旨**に関する質問について、
・「カジノ施設の規模の上限を絶対値とする考え方もあり得ますが、IRの立地地域や規模が未確定である状況では、その上限により、カジノ事業の収益を活用して整備されるIRの施設規模が制限される可能性もあり、IR整備法案の目的である、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するという目的の制約要因になりかねないこと、カジノ施設の規模をIR施設全体の延べ床面積の一定割合以下に制限したとしても、現実のIRの経営においては、需要動向や施設維持等の観点からおのずと設置、運営可能なIRの規模があると考えられ、カジノ施設が無制限に拡大するとは考えられないこと（中略）などから、カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供される部分の面積について、IR施設全体の延べ床面積の一定割合以下に制限することは適当であると考えております。」（平成30年7月6日参・本会議 石井国務大臣答弁）

7. 専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限について (1) これまでの議論（続） / (2) 今後の議論の方向性

国会審議における政府答弁（続）

- **IR施設全体の延べ床面積の範囲**に関する質問について、
・「分母にはIR施設全体の延べ床面積が使われるということは考えてございまして、この延べ床面積は、建築基準法で定義づけられる概念を使って計算することになると思います。」（平成30年6月1日衆・内閣委員会 政府参考人答弁）
- **カジノ施設の面積規制の趣旨等**に関する質問について、
・「政令におきましては、我が国と同様に厳格なカジノ規制の下で公共政策としてカジノを含むIRを整備し一定の効果を上げているシンガポールにおける実例も踏まえ、上限面積をIR施設全体の延べ床面積の三%とすることを想定しております。」（平成30年7月17日参・内閣委員会 石井国務大臣答弁）

【今後の議論の方向性】

IR整備法の法目的や国会審議の議論等を踏まえ、「カジノ施設のうち専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の合計」は、「IR施設全体の面積」に対する「一定の割合」を超えない面積とし、具体的には、

- ・ 分母となる「IR施設全体の面積」は、IR区域の面積や建築物の敷地面積ではなく、IR施設の公益的機能を発現する部分と捉えることができる「IR施設※の建築物の床面積の合計」とする

※ カジノ施設と①国際会議場施設、②展示等施設、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、

④送客施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）

- ・ 当該「一定の割合」は、シンガポールの実例を踏まえ、「3%」とする

こととしてはどうか。

なお、分子となる「ゲーミング区域」の具体的な範囲は、別途カジノ管理委員会規則で規定することとなる。

8. IR区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設について (1) これまでの議論

特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）（平成30年法律第80号）（抄）

（広告及び勧誘の規制）

第百六条（略）

2 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して、次に掲げる方法で広告をしてはならない。

一 特定複合観光施設区域以外の地域（主として公共交通機関を利用する外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設として政令で定めるものを除く。次号において同じ。）において、広告物（常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。）を表示すること。

二 特定複合観光施設区域以外の地域においてビラ等（ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告の用に供される文書図画をいう。以下この号において同じ。）を頒布し、又は特定複合観光施設区域において二十歳未満の者に対してビラ等を頒布すること。

3～9（略）

IR整備法案に対する附帯決議（抄）

二十三 政府は、カジノ事業及びカジノ施設に関する広告及び勧誘の規制がカジノ行為に対する依存防止及び青少年の健全育成の観点から重要なものであることに鑑み、特定複合観光施設区域外で広告物の表示が禁止されない施設に関する政令を定めるに当たっては、当該施設を可能な限り限定すること。

国会審議における政府答弁

- 「**例外的に認められる広告の表示はどのような場所なのか**」という趣旨の質問に対して、
- ・「同様の規制はシンガポールでも行われているところございまして、シンガポールでは、外国人旅客の誘客の観点から、国際空港やクルーズ船の停泊所などに限定してカジノ広告を認めているということでございます。（略）政令で定める施設につきましては、依存防止ですとか青少年の健全育成の観点などからカジノに関する広告の場所、方法等を規制しているという趣旨を十分踏まえて、例えばですけれども、国際線航空旅客ターミナルなどに限定をしてこういう例外を設けることを想定してございます。」（平成30年7月17日参・内閣委員会 政府参考人答弁）

8. IR区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設について (2) 今後の議論の方向性

【参考】シンガポールの制度（Casino Control (Advertising) Regulations 2010 要約）

当局の承認制の下、以下の場合に限り、広告物の展示や配布が認められている。

- ・チャンギ空港、マリナベイクルーズセンター、ハーバーフロントセンターの国際旅客ターミナル、又はシンガポール観光局によって管理若しくは認可された観光情報センターの敷地内に設置された看板上の広告物の展示
- ・ホテル法に基づき登録されたホテル内、チャンギ空港、マリナベイクルーズセンター若しくはハーバーフロントセンターの国際線旅客ターミナルの敷地内、シンガポール観光局によって管理若しくは認可された観光情報センターの敷地内等での印刷物の配布

【今後の議論の方向性】

【広告物の表示等が制限されない施設（対象施設）の限定】

- 「国際線（チャーター便を含む。）が就航する空港や外航旅客定期航路事業や外航クルーズ船が就航する港湾の旅客ターミナル」は、外国人旅客が入国の際に必ず利用することやシンガポールでも広告が認められていることから、カジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設としてはどうか。
- 「国内線のみが就航する空港・港湾の旅客ターミナルや鉄道駅・バスターミナル」は、外国人旅客が必ず利用する施設ではなく、むしろ不特定多数の日本人が利用することから、原則どおり、広告物の表示等を禁止することとしてはどうか。

【広告物の表示等が制限されない区域（対象区域）の限定】

「国際線が就航する空港や港湾の旅客ターミナル」であっても、出迎え客や国内線利用者など出入国を伴わない日本人も多く利用する区域があることから、カジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない区域は、対象施設のうち「**入国審査など外国人旅客が入国手続（いわゆるCIQ※）を完了するまでの間に滞在することができる部分**」に限定することとしてはどうか。

（※）国境を越える交通や物流において必要となる手続である税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を包括した略称

また、対象施設によっては、外国人旅客が入国手続を完了した後の区域に、多言語多機能の外国人旅客向けの観光案内所等が設けられている場合もあるが、これらの設備を不特定多数の日本人が利用する可能性は排除されないことから、原則どおり、広告物の表示等を禁止することは適切ではないか。

なお、港湾の旅客ターミナルなど対象施設によっては、CIQスペースを常設せず他の用途（イベント等）と兼用している場合もあるが、これらのスペースが他の用途に使用されているときは、「外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分」には該当しないと整理することとなる。

9. マネー・ローンダリング対策（本人確認の対象となる特定取引の範囲・CTRの範囲）について （1）これまでの議論

<これまでの議論>

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）（抄）

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（略）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（略）のうち同表の下欄に定める取引（略）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（略）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（略）

二～四（略）

2～6（略）

別表（第四条関係）（抄）

（※特定事業者の区分）

（※特定業務）

（※特定取引）

（※特定事業者の区分）	（※特定業務）	（※特定取引）
第二条第二項第四十号に掲げる者 （※カジノ事業者）	特定複合観光施設区域整備法第二条第八項に規定するカジノ業務（同条第七項に規定するカジノ行為を除く。）	チップ（同法第七十三条第六項に規定するチップをいう。）の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引

特定合観光施設区域整備法（IR整備法）（平成30年法律第80号）（抄）

（取引の届出等）

第百九条 カジノ事業者は、顧客との間で、カジノ業務に係る取引のうち、チップの交付等をする取引その他の政令で定める取引であって、政令で定める額を超える現金の受払をするものを行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

2（略）

9. マネー・ローンダリング対策（本人確認の対象となる特定取引の範囲・CTRの範囲）について （2）今後の議論の方向性

【今後の議論の方向性】

- 犯罪収益移転防止法上、本人確認義務の対象となる特定取引の範囲については、FATF勧告や米国、シンガポールの例、他の金融業務を参考にしつつ、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換のほか、カジノ事業者が管理する顧客の口座の開設や顧客からの金銭の受入れ、貸付け等に係る取引、カジノ行為関連景品類（コンプ）の提供等に係る取引としてはどうか。また、現金とチップの交換等について閾値を定める場合には、FATF勧告（3千ドル/ユーロ）を参考にすることとしてはどうか。
- IR整備法上、現金取引報告（CTR）の対象となる取引については、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換など現金の受払いが行われる取引とし、その閾値については、米国（1万ドル超）やシンガポール（1万シンガポールドル以上）を参考にすることとしてはどうか。

【参考：FATF勧告及び他国（シンガポール・米国ネバダ州）の規定について】

項目	FATF勧告	シンガポール	米国ネバダ州
本人確認その他の顧客管理措置（Customer Due Diligence（CDD））	<ul style="list-style-type: none"> • 口座開設等の業務関係の確立、一定の閾値（3,000ドル/ユーロ）を超える一見取引等、マネロンの疑いや本人確認データの真正等に疑いがある場合において本人確認を実施 	法令によりCDDが要求される行為： <ul style="list-style-type: none"> • 口座の開設、 • 5,000Sドル以上のデポジット、 • 10,000Sドル以上の現金取引 	法令によりCDDが要求される行為： <ul style="list-style-type: none"> • 口座の開設、 • デポジット、 • 与信枠の設定、 • 2,500ドル超の与信、 • 3,000ドル超の小切手取引、 • 10,000ドル超の現金取引
CTR	-	<ul style="list-style-type: none"> • 一定額以上の現金取引報告要求（Cash Transaction Report（CTR））。10,000Sドル以上という閾値を設定 	<ul style="list-style-type: none"> • 一定額以上の現金取引報告要求（Cash Transaction Report（CTR））。米国では10,000ドル超という閾値を設定

10. カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪について 今後の議論の方向性

【政令の趣旨】

- IR整備法第41条第2項等では、カジノ事業等の健全な運営を確保するため、カジノ事業者等及びその役員、従業者、契約の相手方、主要株主等、施設土地権利者のほか、カジノ関連機器等製造業者等や指定試験機関等の免許・許可・認可等の欠格事由として、全ての罪に係る禁錮刑以上の前科のほか、「一定の罪」に係る罰金刑の前科を規定。
- 「一定の罪」については、IR整備法違反や刑法の賭博罪等を法定しているほか、「その他政令で定める罪」（IR整備法第41条第2項第1号へ等）としている。

【今後の議論の方向性】

- カジノ事業は、刑法で禁止されている賭博行為を行うことを特権的・例外的に許容するものであるほか、合わせて一定の金融業務やカジノ施設での飲食物の提供・興行等を行い得るものであることから、その健全な運営を確保し弊害を防止する観点から、「カジノ事業者・カジノ施設供用事業者及びこれらの役員」の欠格事由については、金融関係法令や風俗営業関係法令等の他法令の例も参考にしつつ、次に掲げる罪を「罰金刑の対象となる罪」として定めることとしてはどうか。
 - ・善良の風俗の確保や反社会的勢力の排除の観点
⇒ 公営競技関係法等違反の罪、売春防止法違反、薬物関係の罪
 - ・健全な組織運営の確保の観点
⇒ 会社法等違反の罪
 - ・健全な事業活動の確保の観点
⇒ 刑法上の財産犯、金融関係犯罪、風俗営業関係法令違反の罪、税法違反等のほ脱犯
- 「カジノ事業者・カジノ施設供用事業者及びこれらの役員」以外の者の欠格事由については、それぞれのカジノ事業への関与の程度等に応じて、上記の種類の中から必要な罪を定めることとしてはどうか。 28

10. カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪について 今後の議論の方向性（続）

【参考】

特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）（平成30年法律第80号）（抄）

（免許の基準等）

第四十一条（略）

2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。

一 申請者が次のイからへまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ～ホ（略）

へ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二～五（略）

3・4（略）

11. カジノ施設の入場規制（日本人等への入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止）、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外について 今後の議論の方向性

【政令の趣旨】

- ① I R 整備法第68条第1項第1号、第69条第4号及び第5号並びに第176条では、カジノ施設への入場について、日本人等への入場料の賦課及び入場回数制限を課す一方で、その対象者から「業務として入場する者その他の政令で定める者」を除外することとしている。
- ② I R 整備法第69条及び第173条では、20歳未満の者や入場回数制限を超過する者のカジノ施設への入場を禁止する一方で、その規制から「政令で定める場合」を除外することとしている。
- ③ I R 整備法第174条第2項では、I R 推進本部本部長・副本部長・本部員・事務局長その他の職員、基本方針及び区域整備計画に関する事務に従事する政府職員、カジノ管理委員会の委員長・委員・専門委員・事務局の職員、認定都道府県等の職員、カジノ事業者・カジノ施設供用事業者の従業者について、一定のカジノ施設においてカジノ行為を行うことを禁止する一方で、その規制から「政令で定める場合」を除外することとしている。

【今後の議論の方向性】

①について

「業務又は公務のためカジノ施設に入場・滞在する者」については、入場料の賦課及び入場回数制限の対象となる「入場者」から除くこととしてはどうか。

②について

20歳未満の者や入場回数制限を超過する者であっても、「業務又は公務のため入場・滞在する場合」は、カジノ施設への入場禁止の対象から除くこととしてはどうか。

ただし、20歳未満の者については、青少年の健全育成の観点から、「公務のため入場・滞在する場合」を除き、カジノ施設のうち歡樂的雰囲気有するカジノ行為区画や本人確認区画への入場・滞在を認めないこととしてはどうか。

③について

カジノ事業者が適法に業務を行っているかを確認するためにいわゆる覆面調査を行う場合など、「カジノ管理委員会事務局の職員が所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合」については、カジノ行為の禁止の対象から除くこととしてはどうか。

11. カジノ施設の入場規制（日本人等への入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止）、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外について 今後の議論の方向性（続）

【参考】

特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）（平成30年法律第80号）（抄）

（カジノ行為に対する依存の防止のための措置）

第六十八条 カジノ事業者は、カジノ行為に対する依存を防止するため、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、依存防止規程（第四十条第一項の申請書に添付されたもの（第五十五条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に限る。第三項において同じ。）に従って、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その講じた措置の内容及び実施の状況をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

一 入場者（カジノ行為区画に入場しようとする者及びカジノ行為区画に入場した後当該カジノ行為区画に滞在する者をいい、業務として入場する者その他の政令で定める者を除く。以下同じ。）又はその家族その他の関係者の申出により当該入場者のカジノ施設の利用を制限する措置

二～四 （略）

2～6 （略）

（入場規制）

第六十九条 カジノ事業者は、政令で定める場合を除き、次に掲げる者をカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならない。

一 二十歳未満の者

二 （略）

三 第百八十一条第一項又は第二項の規定に違反して、入場料（第百七十六条第一項に規定する入場料をいう。次号において同じ。）又は認定都道府県等入場料（第百七十七条第一項に規定する認定都道府県等入場料をいう。）を納付しない者

四 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日（略）から起算して過去七日間において（略）入場料を賦課されてカジノ行為区画（略）に入場した回数及び（略）入場料を再賦課され、又は（略）入場料を再々賦課された回数（略）が既に三回に達しているもの（略）

五 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、入場等基準日から起算して過去二十八日間における入場等回数が既に十回に達しているもの（略）

（入場制限）

第七十三条 第六十九条各号に掲げる者は、政令で定める場合を除き、カジノ施設に入場し、又は滞在してはならない。

（カジノ行為の制限）

第七十四条 （略）

2 次の各号に掲げる者は、政令で定める場合を除き、当該各号に定めるカジノ施設において、カジノ行為を行ってはならない。

一 推進法第十七条第一項に規定する本部長、推進法第十八条第一項に規定する副本部長、推進法第十九条第一項に規定する本部員及び推進法第二十二条第二項に規定する事務局長その他の職員 全てのカジノ施設

二 基本方針及び区域整備計画に関する事務に従事する政府職員（前号に掲げる者を除く。） 全てのカジノ施設

三 カジノ管理委員会の委員長、委員、専門委員及び事務局の職員 全てのカジノ施設

四 認定都道府県等の職員（略） 当該認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域に設置されるカジノ施設

五 カジノ事業者の従業者（略） 当該カジノ事業者が設置するカジノ施設

六 カジノ施設供用事業者の従業者（略） 当該カジノ施設供用事業者が管理するカジノ施設

12. その他の主な政令事項

その他の主な政令事項は、次のとおり。

いずれも、類似の法令も参考にしつつ、技術的専門的な観点から必要な事項を定めることとしてはどうか。

- 特定資金受入業務において、カジノ事業者に保証金の供託が義務付けられる受入残高の最低額（ただし基準日（毎年3月31日及び9月30日）の時点）（IR整備法第84条第2項）
- IR区域の土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為のうち、カジノ管理委員会の認可がない場合でも私法上の効力までは否定されないものの範囲（IR整備法第136条）
- 申告・納付期限の日など入場料納入金及び納付金の納付手続等（IR整備法第179条等）